第

731

뮥



189.9.44年18月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1996年) 平成8年 12月 18日 水曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

^企所得税対策と生命保険

○ : 所得税対策としての生命保険の活用方法を教えてください。

A:次のような活用を考えてみてください。 (1)生命保険料控除

①内容

支払った保険料は所得税の計算上、「生命保険料控除」として所得金額から一定の控除額が差し引かれます。所得税対策としては、一般の生命保険と個人年金保険のそれぞれに加入して各々10万円を超える保険料を支払うと最高で10万円の所得控除が受けられます。

②生命保険の種類

定期保険、養老保険、終身保険、がん保 険等どの保険も適用があります。

(2)事業保険

①内容

契約者、保険料負担者及び保険金受取人 を事業主とし、被保険者を従業員として加 入した場合の保険料はその保険料にかかる 期間に応じて必要経費に算入されます。

②生命保険の種類…定期保険

(3)福利厚生保険

①内容

契約者、保険料負担者及び満期保険金の 受取りを事業主とし、被保険者を従業員、 死亡保険金の受取りを従業員の遺族として 加入した場合の保険料は、その2分の1に 相当する金額がその保険料にかかる期間に 応じて必要経費に算入されます。

②生命保険の種類…養老保険







